

令和7年第1回臨時会議案等議決結果一覧

令和7年第1回臨時会が2月7日に開催され、議案10件を慎重に審議しました。

議案番号	件名	議決結果
1	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
2	かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
3	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
4	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
5	かすみがうら市ウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
6	令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)	原案可決 (全会一致)
7	令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 (全会一致)
8	令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決 (全会一致)
9	令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決 (全会一致)
10	令和6年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決 (全会一致)

【選挙案件】

1	議長選挙	当選(来栖 丈治)
2	副議長選挙	当選(設楽 健夫)

令和7年第1回定例会議案等議決結果一覧

令和7年第1回定例会が2月27日から3月19日までの21日間で開催され、議案45件、委員会発議2件を慎重に審議しました。

議案番号	件名	議決結果
11	かすみがうら市職員の降給に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
12	かすみがうら市学校教育施設整備基金条例の制定について	原案可決 (全会一致)
14	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
15	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
16	かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
17	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
18	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
19	かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
20	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
21	かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
22	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)

令和7年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決結果
23	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
24	かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
25	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
26	かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
27	かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
28	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
29	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	撤回承認 (全会一致)
30	かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
31	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
32	かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
33	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
34	かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
35	かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
36	かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
37	かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
39	令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決 (全会一致)
40	令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決 (全会一致)
41	令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第5号)	原案可決 (全会一致)
42	令和7年度かすみがうら市一般会計予算	撤回承認 (全会一致)
45	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	撤回承認 (全会一致)
46	令和7年度かすみがうら市水道事業会計予算	原案可決 (全会一致)
47	令和7年度かすみがうら市下水道事業会計予算	原案可決 (全会一致)
48	財産の無償譲渡について	原案可決 (全会一致)
49	財産の無償譲渡について	原案可決 (全会一致)
50	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について	原案可決 (全会一致)

【委員会発議】

1	かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
2	かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)

【選挙案件】

3	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙	当選(櫻井 健一)
---	-------------------------	-----------

令和7年第1回定例会提出議案

賛否が分かれた議案等

議案番号	氏名 件名	氏名													議決結果				
		井出有史	塚本直樹	鈴木更司	石澤正広	服部栄一	鈴木貞行	櫻井健一	久松公生	小倉博	櫻井繁行	設楽健夫	来栖丈治	岡崎勉		小座野定信	佐藤文雄	矢口龍人	
13	かすみがうら市手話言語条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
38	令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第10号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
43	令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
44	令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
51	市道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
52	市道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
53	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【追加議案】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
54	令和7年度かすみがうら市一般会計予算【追加議案】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
55	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計予算【追加議案】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)

賛成は○、反対は◆、欠席は欠、不在は／、除斥は除、表決権を行使しない場合は棄で記載

※来栖議員は議長職のため、特別多数議決の議案(議案第26号・第37号)以外については、本議会での表決(賛成・反対の意思表示)権はないため-で記載。ただし、賛否同数となった場合は、議長も表決に加わる。

※特別多数議決は、公の施設の廃止・独占的な利用や、市の事務所の設定・変更などの議案で行われる。

本会議で行われた主な討論

議案第53号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> ・制度上、本市が介護を必要とする高齢者を支える制度を持続的、安定的に運営しなければならない。財政収支の均衡が崩れつつある状況が危惧されることから、安定的な介護保険制度の維持を優先していくためにはやむを得ない。 ・撤回された議案第29号での保険料500円の増額では、被保険者の負担があまりにも急激に増加するが、議案第53号で修正された200円増額の案は、現在の介護保険制度の運営状況を見ると、被保険者負担を最小限に抑えての提案であり、今増額の対応をしないと、第10期の見直しの際にも大きく影響が及ぶものとし、今定例会での判断が望ましいものとする。 ・現状のまま介護保険料の改定を行わず、財政安定化基金を借入れした場合、第10期でその返還分が上乗せになる。また、第10期で65歳になられた方は、第9期での借入分の負担を負うことにもなる。今回の介護保険料引上げは、財政安定化基金の借入れを回避または縮減、そして、何より介護保険制度を維持していくためにはやむを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見込みを上回る給付増の場合、保険料不足を補うために財政安定化基金が制度として準備されている。財源不足となった場合は、県財政安定化基金から貸付けを受ければよく、値上げは必要ない。 ・この料率の変更については、被保険者の意見を反映させるために必要な高齢者福祉計画策定委員会は開かれておらず、県の意見もまだ聞いていない。値上げを強行しようとしていると言わざるを得ない。 ・保険料500円アップを見込み、撤回された議案第29号の代替議案で、保険料200円値上げを上程することは理解できない。値上げの根拠も明確にならないままである。 ・第9期計画は令和6年度に400円値上げをして運営を始めたばかりである。中期計画の途中で容易に毎年度保険料の値上げをすることは、市民から理解されるものではないと考える。 ・担当課によると、現状の保険料基準月額で1年間運営をしても、基金は残るといふ。にもかかわらず、どうして今値上げをしなければいけないのか。

※財政安定化基金…見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。

[厚生労働省ホームページより引用]